

お年寄りに対する税の特典



**お年寄り本人
が受けられる控除**
65歳以上で年間
所得1,000万円以下の場合



**お年寄りを扶養している人が
受けられる控除**
70歳以上で一定額以下の所得の
お年寄りを扶養している場合

▶老年者控除◀ (23万円)

年間所得の中から基礎控除、扶養控除などのほかに、さらに23万円を老年者控除として差し引くことができます。

▶老年者年金特別控除◀ (78万円)

国民年金や厚生年金などの公的年金や恩給を受けている場合は、老年者年金特別控除78万円を年金などの収入から差し引くことができます。

例えば、収入が公的年金や恩給だけの場合、老年者年金特別控除78万円、給与所得控除50万円、老年者控除23万円、基礎控除29万円の合計180万円までならば所得税はかかりません。

70歳以上で、年間所得が一定額以下のお年寄りを扶養している場合は、配偶者控除や扶養控除が通常の29万円より多い35万円となります。また、そのお年寄りが父母、祖父母などであれば、さらに5万円追加して40万円の控除が受けられます。

一定額の所得とは、自分の勤労による所得（給与所得や事業所得など）の場合は年間20万円以下、自分の勤労によらない所得（利子所得や不動産所得）の場合は年間10万円以下となっています。

この所得を公的年金や恩給だけを受けているお年寄りにあてはめてみると、年間収入148万円まで（老年者年金特別控除78万円、給与所得控除50万円、給与所得20万円）であれば年間所得が20万円以下となり控除が受けられます。

生活



ふらい、お年寄りにとって残酷な言葉はありません。のけ者にされないこと、つまり自分は役に立つ存在であるという自信と、自分のことは自分でやれるという気負いが、日々お年寄りの心の張り、生きるバネになっているのです。

家庭では、お年寄りの役割分担をみんなで考えましょう。お年寄りは自分の役割をとおして、家族との接点を持ち、生きがいを見いだしていくのです。

交通ルールとお年寄りの心理

▼変化する交通状況に対応できないケースが目立ちます

お年寄りは、家にいることが多いため、交通ルールをはじめ、交通環境の変化を知る機会が少なく、また、老人の頭の中は、昔の記憶が大半を占め、交通量の多くなった現在の状況を実感としてつかみにくい心理状態にあります。

▼体力や運動機能の衰えにもかかわらず、いつまでも若い気持ちでいることが多い

年をとると、当然、体力をはじめ、運動・感覚機能が低下しますが、本人はまだまだ若いつもりであり、この意識と現実のギャップが事故を招きやすくしています。

▼時に、身勝手と思えるような行動をとることがあります

基本的な交通ルールも、断片的にしか知らないことが多く、たとえば「手を上げて道路を渡る」という言葉だけを知っていて、横断してはいけないところで、実行してしまうようなことがあります。

◇ 九月十五日～二十一日は、老人福祉週間です。ドライバーのみなさんは、お年寄りの姿を見かけたときは、くれぐれも注意し、社会の発展に貢献されてきたお年寄りを、交通事故の犠牲者にしないようにしたいものです。

また、お年寄りも、現在の道路事情や車輛の増加について十分の認識をもち、事故は「理屈を抜きにして起きる」という現実に対処してください。とくに一人の時にはご注意を……。

法に工夫を重ねてきました。また、集められたゴミの処理方法も、自然燃焼の平炉から機械炉というように増強しています。

しかし、街の美化は収集方法や処理方法の改善、強化だけで実現できるものではありません。皆さんの協力が必要です。

ステーションに出されたゴミの処理は市の責任、出すまでは皆さんの責任です。ゴミを減らすためにも、資源の再利用のためにも、出す前に工夫していただきたいと思えます。一日に一世帯で、ジュースの空きかん二個分ぐらいのゴミを減らしたら、日光市全体で一日三トンのゴミが減ることになります。

ゴミステーションについての苦情がありますが、ゴミステーションは現在の収集方法では不可欠なものです。しかし、家の前にこれを設けられることは、だれしもがいやがります。そこで、隣近所の人たちで話し合い、当番制で清掃するなど工夫をすれば、さほど苦痛にはならないと思えます。

きれいな街、住みよい街づくりはお互いの我慢、協力が必要です。皆さんでもう一度、ゴミを考え直していただきたいものです。